

(公印省略)

介護第0512002号

令和5年5月12日

各地域密着型サービス事業所管理者 殿

宇佐市介護保険課長

運営推進会議の代替措置について(通知)

平素から、宇佐市介護保険事業の円滑な運営にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議の定期的な開催については、当面の間、運営推進会議の開催が困難と判断された場合については、会議を開催する代わりに、議事を出席予定者に送付し、意見を求め集約し、その結果を市へ報告することで、会議が開催されたものとみなす取り扱いとしておりました。

今回、県より取扱い変更の通知があり(令和5年5月10日付け高齢福第434号)、それに伴い、当該取扱いを令和5年5月7日をもって終了とする旨をお知らせいたします。

なお、5月に運営推進会議を予定しており、対面での実施の準備が間に合わない事業所につきましては、5月中においては書面による開催を認めることとします。

担当:介護給付係 梅田

電話:0978-27-8149(直通)